

運送事業者に対する行政処分(令和2年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般乗用	令和2年3月9日	森慶文	富山県富山市	個人	富山県富山市	輸送施設の使用停止 (65日車)	道路運送法第27条第3項	令和2年1月23日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)無車検運行(道路運送車両法第58条第1項)(2)定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)	7	7
一般乗用	令和2年3月12日	富山交通株式会社 (法人番号82300010020 72) 代表者土田英喜	富山県富山市双代 町2-1	双代町営業所	富山県富山市双代 町39-1-3	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和元年9月25日、監査実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項)(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)(3)運転者に対する指導監督告示による運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。